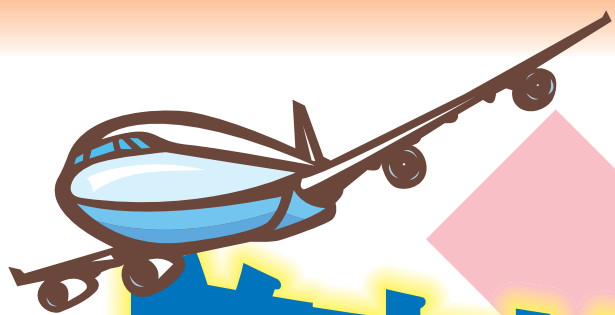


ちよつと待って!!



剪定枝・種苗の譲渡 外国への持ち出し



新品種は貴重な知的財産です

次のような行為は種苗法違反になることがあります

JAや小売店で買ったいちごの新品種を栽培して、株分けした苗を知人に譲った。

なしの新品種の剪定枝を、頼まれたので売った。
ぶどうの新品種の剪定枝を、頼まれたので知人に無償でゆずった。

ぶどうの新品種の栽培を広めるため、生産者から入手した剪定枝を使って苗木を増やし、売った。

草花や野菜の種子や苗、果樹の剪定枝、豆類などを外国に持ち出した

故意に種苗法に違反した場合の罰則

罰金

最高1千万円以下
(法人は最高3億円以下)

懲役

最高10年以下

問い合わせ先

農林水産省輸出・国際局知的財産課

03-6738-6443

※登録品種は農林水産省品種登録ホームページ
(<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>)で調べられます